成年後見制度について（その１）

成年後見制度とは？

≪自分一人ではよくわからない　そんな時でも安心して暮らしていくために≫

知的障がい・精神障がい・認知症などによって一人で決めることに不安や心配のある人が

いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由があり、一人で決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や　　身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）の法律行為を一人で行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪　　徳商法の被害にあうおそれもあります。このような一人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

◇成年後見制度を使ったケースを見てみましょう

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ケース1 | ケース２ | ケース３ | ケース４ |
| 成年後見制度を**使う前** | 最近、使うことのない高額な商品を買ったり、キャッシュカードの暗証番号を忘れたりして手続きができなくなった。 | 知的障害があり家にあったことを忘れて、同じものを買ってしまうことが増えた。  ひとり暮らしではなく、施設等に入所した方がよいのか、自分では判断できない。 | 悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので、今後だまされないか心配だ。 | 将来、自分が認知症になったときには、だれが支えてくれるのか不安だ。 |
|  | | | | |
| 成年後見制度を**使うと** | 成年後見人等が自分の代わりに銀行で手続きをしてくれた。これからの生活は成年後見人等が自分と一緒に考えてサポートしてくれるので安心だ。 | 成年後見人等が相談にのってくれた。そして自分でできること、苦手なことを一緒に整理して、サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることになった | たとえ間違えて契約してしまっても成年後見人等がその契約を取り消してくれる。 | 子が任意後見人になってくれた。息子が法的な立場においても私をサポートしてくれることになったので心強い。 |

〈参照：厚生労働省ホームページ「成年後見はやわかり」〉

令和４年４月に『泉崎村成年後見支援センター』が保健福祉総合センター内に開設されました。

　「成年後見制度」に関するご相談は、『泉崎村成年後見支援センター』までお寄せください。

　　◆ 電話番号：0248（54）1600（《兼》泉崎村地域包括支援センター）

　　◆ 時　　　間：月曜日から金曜日　8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）